

スポーツ団体に必要な コンプライアンス（2020年度）

虎ノ門協同法律事務所・弁護士
金沢工業大学虎ノ門大学院・教授
大橋卓生

自己紹介



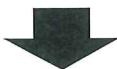
- 略歴（スポーツに関わるもの）
 - ・ 日本スポーツ法学会 理事
 - ・ （公財）日本学生野球協会 理事
 - ・ 日本スポーツ振興センター 暴力等第三者相談・調査窓口 委員
 - ・ 金沢工業大学虎ノ門大学院メディア&エンタテインメント領域 教授
- スポーツ関連の主な仕事
 - ・ プロスポーツ選手・監督などの代理人業務
 - ・ オリンピック等国際大会の代表選考紛争、ドーピング紛争、懲戒処分紛争等の代理人
 - ・ スポーツ団体のガバナンス支援
 - ・ スポーツ団体・選手・指導者等に対するコンプライアンス教育支援
 - ・ スポーツビジネスに関する契約書作成・アドバイスや紛争等の代理人



スポーツの価値

- 人格形成の価値（スポーツ基本法前文）

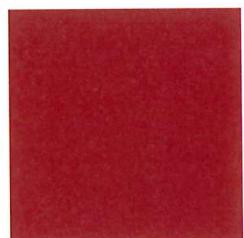
次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼす



- スポーツ権の保障（スポーツ基本法前文・2条1項）

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利

- ・ スポーツをする/みる/ささえることは法的に保護される権利



スポーツ団体の役割

- 各スポーツ団体の定款に目的が記載

- 東京都体育協会

本法人は、東京都におけるスポーツの統一組織として、スポーツを振興し、都民の体力向上及び健康増進を図り、豊かな人間性を育み、競技スポーツを発展させることを目的とする。

- スポーツ団体の定款の目的は、文言は違えど、人格の形成を通じたスポーツの振興をする旨規定されている

スポーツ団体は その傘下で競技をする人を さえ、人格形成に関与する

スポーツの特性

- ルールに従って行うこと
 - スポーツはルールに従って行うもの
 - ・ フェアプレイの精神・スポーツマンシップなど書かれざるルール
 - ルール違反にはペナルティが課される
- クリーンな存在としてのアスリート・スポーツ団体
 - ロールモデルとしての役割が期待されている
 - スポーツ団体はロールモデルたるアスリートを育成する役割が期待されている
 - アスリートやスポーツ団体はスポーツの持つクリーンなイメージを利用してファンやスポンサーを獲得している面もある

アスリートやスポーツ団体は
日常生活においてもクリーンな
存在とみられている

小さな不祥事でも発生すれば
世間からは「黒い存在」
と見られてしまう

コンプライアンスとは

- コンプライアンス
 - 法令遵守と訳されるが、一般的に、次のルールの遵守が求められている
 - 法令（国が定める法律や政令、都道府県の条例など）
 - 所属する企業や競技団体が定める規則
 - スポーツ固有のルール（競技ルール、フェアプレイ精神、スポーツマンシップなど）
 - 社会規範（常識）や倫理（モラル）

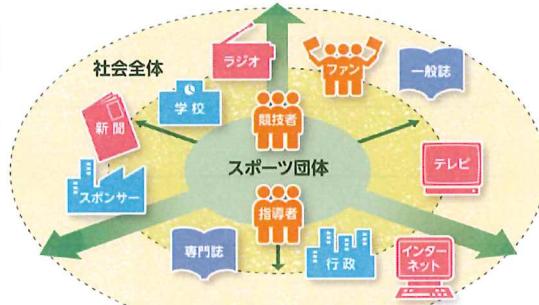
コンプライアンスは、ルールを遵守すること

なぜスポーツにコンプライアンスが必要か

● スポーツ団体と社会的責任

- 地域スポーツ団体は、当該地域のスポーツ振興を担い、公的資金が投入されている
- 地域社会の根ざした活動を行っており、様々なステークホルダーが存在する

スポーツ団体も社会の一員であり、社会的責任を負う



スポーツ団体を取り巻く関係者とスポーツ団体からの影響力

出典：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「ガバナンスガイドブック」

スポーツ団体が守るべきルール

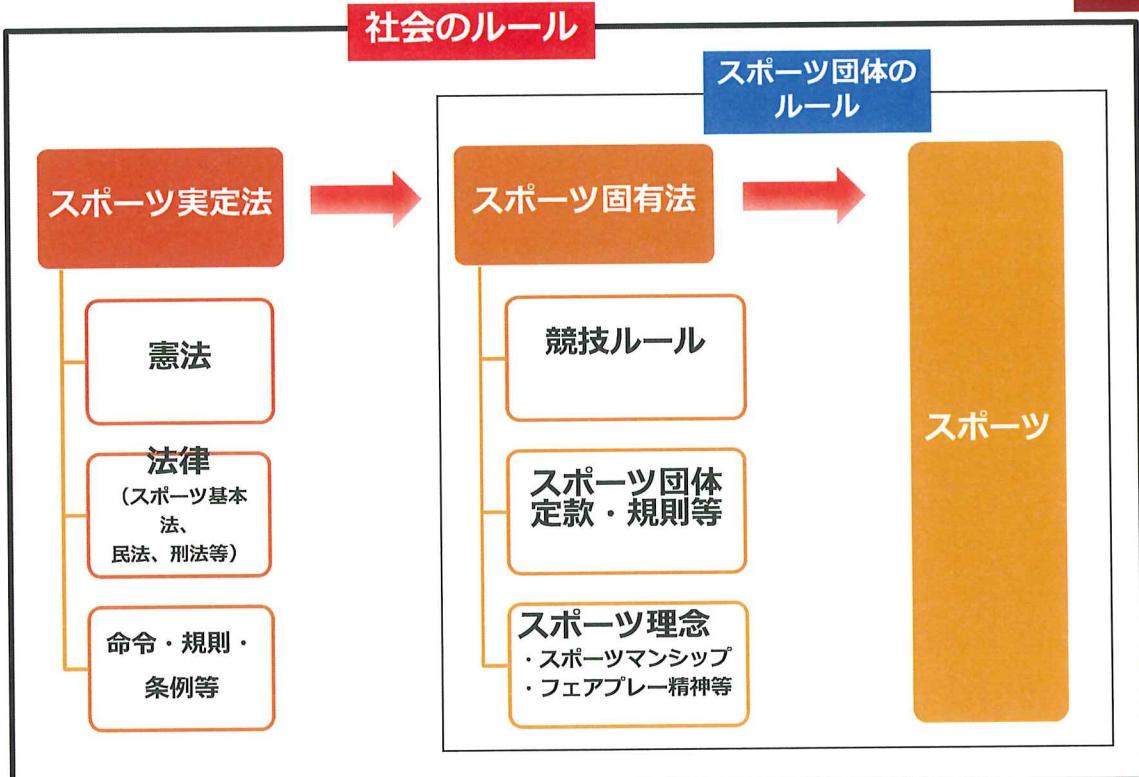
● スポーツ団体が遵守すべきルールと法令の関係

1. スポーツ固有のルール

- ① 競技ルール
- ② スポーツ団体の諸規則
- ③ スポーツの理念（フェアープレー精神など）

2. 法令

- ① 宪法
- ② 法律（民法、刑法、スポーツ基本法など）
- ③ 条例等



スポーツ団体がルールをきちんと守れないと・・・

コンプライアンス違反

- 典型的なコンプライアンス違反
 - 暴力・セクハラ・パワハラ
 - 差別
 - 刑事事件など法令違反やスポーツ団体の諸規則違反
 - 八百長
 - ドーピング・違法薬物の使用
 - 反社会勢力との交際
 - 金銭問題（不正経理、助成金の不正受給や税金の未申告など）
 - 社会規範違反（マナー違反、SNS等での不適切発言、未成年者の飲酒・喫煙等）
 - 契約違反（スポンサー契約違反など）

具体的なコンプライアンス違反 (不祥事)

- ① 不正経理・事務処理のミス
- ② 暴力・ハラスメント
- ③ ドーピング・違法薬物の問題
- ④ SNSにおける不適切な言動
- ⑤ コロナ渦における問題行動

不祥事を起こす3つの要因

● 不正のトライアングル

➤ 不正は、**機会・動機・正当化**の3つが揃った時に発生する

① 機会

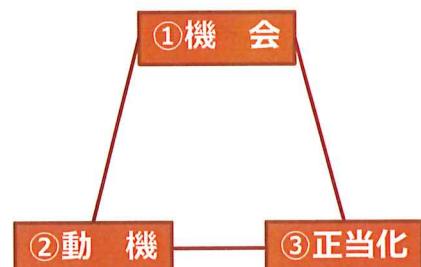
不正行為を可能・容易にする環境
Ex.誰も見ていない、自分の行動が注意されない

② 動機 (プレッシャー)

不正行為を行うことを欲する事情
Ex.お金に困っている、結果がでないと契約が切られる等プレッシャーがかかっている

③ 正当化

不正行為を行うことを正当化したり、やむを得ないと考える事情
Ex.ほかの人もやっている、ばれなければ問題ない、(薬物)一度だけなら「やめられる」



不正経理 事務処理のミス

不正経理と法的責任

- 不正経理は犯罪（刑事）
 - 他人のお金を着服・流用すれば・・・
 - ・ 窃盗罪（刑法235条）・業務上横領罪（刑法253条）・背任罪（刑法247条）・詐欺罪（刑法246条）
 - 着服・流用の手段として・・・
 - ・ 領収書を偽造 → 私文書偽造罪等（刑法159条）
- 損害賠償（民事）
 - 不正経理により他人が被った損害は賠償しなければならない

不正経理とは

- 不正経理の問題

- ① スポーツ団体の役職員が、その地位を利用してスポーツ団体の資金（特に補助金）を私的に着服するケース
- ② スポーツ団体の役職員が、団体運営の経費を支弁するため、あるいは使途に関するルールを理解せず、補助金を他の目的で使用するために流用するケース
- ③ アスリートが自治体等の公的な補助金を不正に受給するケース

不正経理の事案 (都道府県スポーツ団体)

- 茨城県カヌー協会〔2008.2〕

- ・ 協会理事が、実際には行っていない合宿を県カヌー協会が行ったように見せかけた偽の領収書で、約4年間、国体強化事業補助金約18万円を受け取っていた
- ・ 不正に受給した補助金は理事が強化に使うよう選手らの口座に振り込むなどしたが、選手がどのように使ったかまでは確認していない

- 神奈川県カヌー協会〔2017.3〕

- ・ 県カヌー協会の元役員が、県から体育協会を通じて交付された選手強化費補助金計約430万円を不正に経理処理
- ・ 元役員が経理担当だった平成23年度からの5年間で、合宿の旅費の一部を選手らの自己負担として補助金を支給せず、カヌー購入に規定の上限を超える補助金を充てるなどしていた
- ・ 使途不明金は125万円あり、元役員は合宿時の高速道路代や燃料費に使つたと説明



● 神奈川県レスリング協会〔2017.9〕

- ・県レスリング協会の男性役員が、**約5年間**、選手強化費補助金計約740万円を不正に経理処理
- ・県レスリング協会の会計は、役員で県立高校の男性教員が1人で行い、指導者への**謝礼の領収書を偽造したり、交通費を参加者から徴収しながら補助金から支払ったと虚偽の報告をしたり**していた

● 和歌山県フェンシング協会〔2017.11〕

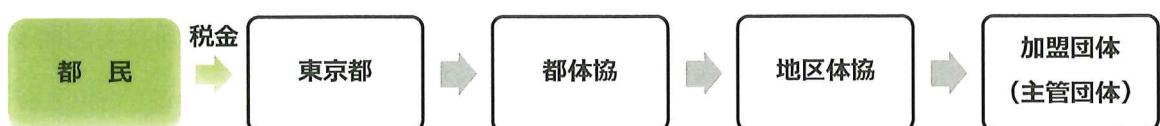
- ・和歌山県フェンシング協会の選手強化関係の経理担当（県教委総務課の男性主査）だった**6年間に**、県体育協会からの補助金約200万円を不正に事務処理し、一部を目的外に流用していた
- ・フェンシング協会に2010～15年度、**県体協から選手延べ84人分（実人数36人）の大会旅費195万7400円が補助されたが、主査は対象選手に渡さないまま、このうち99万7780円を用具購入費、施設利用料に流用**



● 目黒区柔道連盟〔2017.12〕

- ・理事長が東京都、都体育協会、目黒体協が共催する柔道のジュニア選手育成に向けた強化練習会の分担金約75万円を虚偽の領収書を作成して着服していた
- ・事態が悪質であることから、**過去6年分**の分担金約275万円を返還させた
- ・理事長は板橋区内で自らが経営し、すでに閉店している店舗の領収書を悪用。平成24年度から29年度にかけ、「目黒区ジュニア柔道強化練習会」などでかかったとされる**弁当や飲み物代等について虚偽の領収書を作成し、配分された分担金を着服**
- ・練習会後に提出が義務づけられている目黒区体協への報告書は理事長が自ら作成した
- ・提出の際には理事長自らが経営していた閉店した店舗の未使用の領収書に一括して虚偽の金額を記載し、報告書の資料として提出していた。

〔分担金の流れ〕





スポーツ団体の資金は他人のお金 その源泉は会員からの会費や税金



事務処理のミスと法的責任

- 事務処理のミスと責任
 - 故意によりスポーツ団体名義の文書を偽造したりすれば犯罪にあたる
 - 上記のような故意の犯罪を除き、事務処理のミス（過失）は、犯罪に該当しない
 - ただし、スポーツ団体や第三者に損害を与えた場合、民事上、損害賠償の対象となりうる

大会へのエントリー漏れ問題

- 大会へのエントリー漏れ
 - 大会のエントリーに必要な資料を、提出締切日までに提出しなかったことで生じる
 - ・ ただし、スポーツ団体や第三者に損害を与えた場合、民事上、損害賠償の対象となりうる

被害を被るのはアスリート

エントリー漏れの事案

- 日本バレーボール協会〔2017.6〕
 - ・ ビーチバレーボール国際大会のエントリーを締切期限までに行わず、出場希望選手が出場できなくなった
 - ・ エントリー担当者が提出を失念していたことが原因
- 全日本テコンドー協会〔2018.7〕
 - ・ テコンドーの国際大会のエントリーを締切期限までに行わず、出場希望者3名のうち2名が出場できなくなった
 - ・ 先に1名のエントリーが完了した後に追加で2名の参加が決まったところ、強化担当者が事務局のエントリー担当者に対し、追加2名についてエントリーの連絡をメールで連絡をしたが、**当該事務局担当者のアドレス設定が漏れた**ことが原因

不正経理・事務処理ミスと 不正のトライアングル

① 機会

- 経理は金勘定のできる人に任せてしまう（それが長期化する）
- 人材がおらず、経理や事務をチェックするには一定程度の知識や労力が必要なため、チェックを担当できる人がいない／いてもチェックが甘くなる

② 動機（プレッシャー）

- スポーツ団体の運営のため資金が足りない
- 経理を含む事務処理を一人に任され、その人に責任が集中する

③ 正當化

- 私的に使うのではなく、スポーツ団体の事業のために使っている
- 他のスポーツ団体もやっている
- ボランティアで運営に携わっており「少しくらい」「多少のミスなら」

不正経理・事務処理ミス防止 ために

● 経理・事務処理担当者が少ない原因

- ① 資金不足
- ② 人材不足
- 一朝一夕で解決できる問題ではない

● 責任の分散とチェック体制の整備

- 一人に責任を集中させない
 - ・ 経理や事務処理は、スポーツ団体全体の課題として役員全員で責任を分担する（業務の分担と責任を明確にする）
- 二重・三重のチェック体制の構築
 - ・ 経理や事務処理毎にチェック項目表を作るなど、ポイントを絞ったチェックができるよう工夫する
 - ・ 業務マニュアルの策定（報・連・相の体制構築）

事前質問



補助金で物品を購入する際、個人所有のポイントカードを使用してポイントが付与されてしまいますが、使っても良いのでしょうか。

- ・ 公金である補助金を使って、個人的に換価価値のあるポイントを得ることは経理処理として不適切です。
- ・ 都体協の補助金に関するルールでは、個人のポイントカードを使用することができないとされていますので、ポイントカードを使用することはルール違反となります。
- ・ 場合によっては獲得したポイント分を対象外経費として補助金から控除される可能性も考えられます。
- ・ 法的には、個人の所得して課税対象となると考えられます。また、補助金からポイント分が対象外経費として控除された場合、当該個人が団体に対して当該対象外経費分を返還する必要も生じる可能性があります。

暴力/ハラスメント

スポーツ指導で暴力・ハラスメントが禁止される理由

- 人権を侵害する違法な行為である
 - 刑法に抵触する行為である（暴行罪・傷害罪など）
 - 民事上も不法行為（民709）に該当し、損害賠償請求の対象となる
 - 所属の組織において懲戒処分の対象となる

選手がその競技から離れていってしまう

スポーツ界における暴力行為根絶宣言（2013）

- スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である
- 指導者は、スポーツが人間にとて貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る
- 指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める

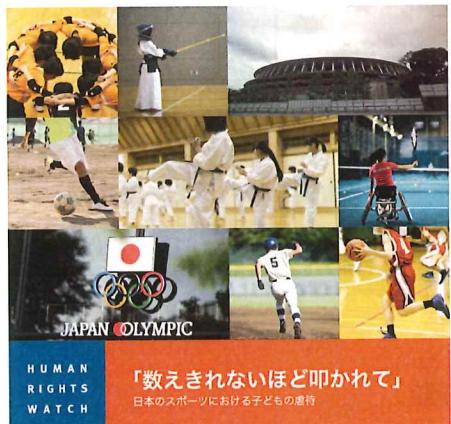
スポーツ団体ガバナンスコード <一般スポーツ団体向け> (2019)

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

- グループワーク等のアクティブラーニングの手法を取り入れた研修教育の実施
- 研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成するにあたっては、弁護士等の有識者の意見を取り入れる
- 自らの通報窓口の設置、統括団体、NFや公的機関の通報窓口の周知を図ることが望まれる

数えきれないほど叩かれて HUMAN RIGHTS WATCH(2020)



数えきれないほど叩かれました。……集合の際に呼ばれて、みんなの目の前で顔を。血が出てたんすけれど、監督が殴るのは止まらなかつたですね。ちょっと鼻血が、と言つたんすけれど止まらなかつたです。

一ダイキ・Aさん（23歳、福岡県）

● 2013年から改善されているか？

- 暴力は、一種の指導方法として、日本のスポーツ界に深く根付いている

《スポーツ庁への提言》

- スポーツにおいて、指導者によるスポーツをする子どもに対するあらゆる形態の暴力・暴言等を禁止すること
- 暴力・暴言等を受けずにスポーツに参加する権利等、スポーツをする人の権利を明確にすること
- スポーツをする子どもの指導者全員に研修を義務づけること
- スポーツをする子どもへの暴力・暴言等に気づいた大人に通報を義務づけること

指導者の暴力の4タイプ

確信犯型	指導方法 わからず型	感情コントロール できず型	指導者のストレス 解消型
<ul style="list-style-type: none">・暴力をふるうことと有益で必要だと信じている・高校野球でこのパターンは少ない	<ul style="list-style-type: none">・暴力をふるることはダメとかっていても、手を上げる以外の指導方法を知らない・高校野球で一番多いタイプ	<ul style="list-style-type: none">・暴力をふるることはダメとかっていても、感情のコントロールを失って手を上げる・高校野球で二番目に多いタイプ	<ul style="list-style-type: none">・自分のウップンばらしやストレス解消。暴力をふるうことを楽しむ。

暴力/ハラスメントと不正のトライアングル

① 機会

- 誰も見ていない
- 見ていても誰も注意できない環境

② 動機 (プレッシャー)

- スポーツ指導に暴力は必要
- 指導方法が分からない
- 感情がコントロールできない

③ 正当化

- 自分も暴力を受けて指導されてきた
- 他の指導者もやっている

意識改革→暴力に頼らない指導

確信犯型の暴行を支える指導者

- あるとき、気を抜いた練習をとがめられて、ボコボコに殴られた。殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした
(スポーツライター/2008年8月15日日経)
- 選手が練習の中で越えられない壁を自分で作ってしまっているのを何とかしたかった。暴力の意識はなかった
(全日本柔道連盟元代表監督)
- 指導の一環だった
(松江市立学校空手柔道部外部指導者)
- 生徒の態度が不真面目だった。反省しているが、体罰との認識はなかった
(京都府立網野高校レスリング部顧問)
- 体罰と訴えられた監督がいたとして、専門部の調査により、必要な鉄拳であって本人も保護者も『当然です』と納得しているケースなら、専門部がその監督の正当性をアピールして守ってやる
(高体連レスリング専門部理事長)

県立高崎商業高校女子バレーボール部 暴行事件（前橋地判平成24年2月17日）

● 事案の概要

バレーボールの強豪校の部活動の顧問である監督が部員に対して、他の部員やその保護者等の面前で、複数回にわたり、ときには竹刀まで用いた暴行したことなどが問題となつた事案

● 群馬県及び元監督の主張

- 元監督が部員を竹刀や平手で叩いたことなどは認めたものの、違法性を否定した
- 長年にわたり部員の保護者の面前においても、平手や竹刀で叩いて指導を行ってきたが、部員やその保護者から苦情はなかった。したがつて、被害者である部員及びその保護者の黙示の承諾があり、違法性が阻却される。

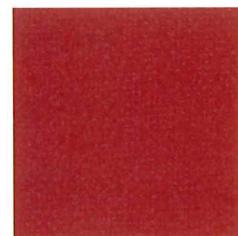


● 裁判所の判断

- ・ 監督による暴行は、懲戒としてではなく、**バレーボール部活動の指導の一環**（気合い入れためなどの目的）として行われたもの
- ・ これら暴行は、**違法な有形力の行使である暴行に該当する**
- ・ 部員が黙示の承諾をしたと認めるに足る証拠はなく、違法性阻却は認められない
- ・ 暴行を受けた部員は、中学時代から、ジュニアオリンピックの群馬県代表選手などに選出されるほどのバレーの実力を有していたにもかかわらず、本件暴行が一因となって、バレーボールを退部し、神経性食思不振症、うつ状態、心因反応及び不眠症と診断され、登校できなくなったり、ひいては転校するに至った

⇒ 元監督の部員への暴力などについて慰謝料など143万円の支払いを命じた判決

こうして日本のトップアスリートになったかもしれない若い選手が
つぶされてしまった



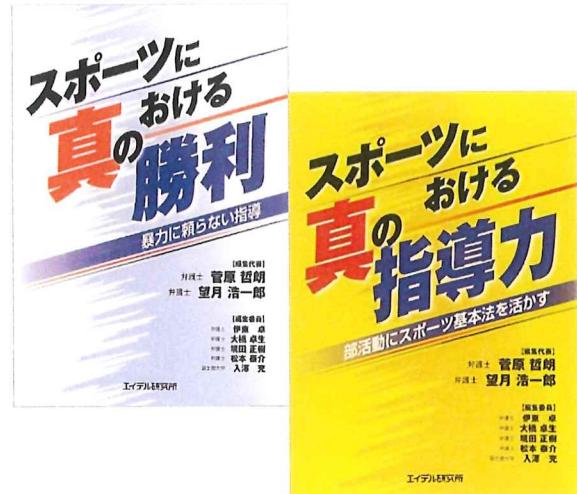
指導方法分からず型への対応

- 全国の4,214校の硬式野球部の指導者アンケート（朝日新聞2006年6月9日）
 - 8割が指導で「心の育成」を最も重視
 - **6割が体罰を容認**/約7割が「体罰の経験あり」
- 日本高等学校野球連盟の甲子園塾
 - 二泊三日で寝食をともにする中で、いろんな悩みを打ち明けられた
 - 体罰の是非についても、夜中まで話し合った
 - 技術の指導より、子どもたちをどう導くかに悩む指導者が多かった
 - 同じ境遇の仲間や先輩というネットワークができるだけでも意義がある
 - 自分自身の指導を見つめ直すいい機会になった
 - 各競技にそういう場が広がって欲しいと思う



● 暴力を必要としない(有害であるとする)指導者に学ぶ

- 為末大氏(陸上)
- 桑田真澄氏(野球)
- 古賀稔彦氏(柔道)
- 立花龍司氏(野球)
- 田島幸三氏(サッカー)
- 佐々木則夫氏(サッカー)
- 斎藤春香氏(ソフトボール)など



選手自身に考えさせる指導（ジュニア） 桑田真澄氏(元プロ野球選手)



- 「絶対に仕返しをされない」という上下関係の構図で起きるのが体罰です。
- 監督が采配ミスをして選手に殴られますか？スポーツで最も恥ずべきひきょうな行為です
- 殴られるのが嫌で、野球を辞めた仲間を何人も見ました。スポーツ界にとって大きな損失です
- 指導者が急げている証拠であります
- 暴力で脅して子どもを思い通りに動かそうとするのは、最も安易な方法。昔はそれが正しいと思われていました。
- でも、例えば、野球で三振した子を殴って叱ると、次の打席はどうすると思いますか？何とかしてバットにボールを当てようと、スイングが縮こまります。「タイミングが合っていないよ。他の選手のプレーを見て勉強してごらん」。そんなきっかけを与えてやるのが、本当の指導です。
- 体罰を受けた子は、「何をしたら殴られないで済むだろう」という思考に陥ります。それでは子どもの自立心が育たず、自分でプレーの判断ができません。

選手自身に考えさせる指導（ジュニア） 立花龍司氏：メジャー流少年野球コーチング

- 「失敗しないための練習法」から「上手くなるための練習へ」
- 高めのボールを打ち崩すことができない投手と対戦したら、どのように指導しますか？
- 守備練習での指導

「エラーするな」と「体の正面で捕ろう」とでは、どちらがうまくなりますか？

立花龍司の 少年野球 コーチング

メジャー流
著者 立花龍司



楽しませて実力を引き出す 山口香氏（柔道/筑波大学准教授）

2014年3月25日 日経朝

45 スポーツ

13版

（株）三才書房



本稿、失敗の経験ができるところとして、失敗して悔しい、タクしたくなるのは大きな欠点だと感じます。次は頑張って、何とあつたかを振り返る。自分一人で走れるから自慢マラソンがしたい。

- ときどき少年スポーツの現場で胸が苦しくなるような思いをすることがある。
- 「何で今のボールが捕れないんだ」「へらへら笑いながら練習するな」と怒鳴られている姿を見たときだ。子どももトップ選手もスポーツは楽しんでやるものなのに。
- 本来、失敗の経験ができるのもスポーツの良いところ。失敗して悔しい思いをして、次は頑張ろうと誓って重ねた努力が実る。そんな経験が社会に出たときにも生きてくる。せっかく自信や自己肯定感が身につく場なのに、「自分は駄目だ」と挫折感だけを味わって終わるのでは悲しい。

慶應伝統の「エンジョイ・ベースボール」 上田誠(慶應高校野球部監督)

- 無意味な上下関係など高校野球には無駄が多い。それをすっきりさせることで練習時間が短くなり、嫌な思いもしなくなる。
- 以前は下級生だけが練習準備、後片付けをしていたが、上田は全員でやるよう変えた。早く帰宅でき、自主練や勉強に時間を費やす。コミュニケーションも生まれやすくなる。
- うちの選手は理論武装が好き。学問的に教えると自分たちで実践し始める。
- 彼らは研究者気質なのだ。上田はその心をくすぐり、野球の能力を高めようとしている。

2014年3月7日(金曜日) 日 経 華 紙

■ ビジネススキル

名将にみるマネジメント術

慶應高校野球部監督 上田誠監督

楽しませ実力引き出す

The clipping includes a sidebar with the heading "名将にみるマネジメント術" (Management Techniques Learned from Great Figures) and a large headline "楽しませ実力引き出す" (Motivate through enjoyment). The main text discusses Coach Ueda's approach to management, emphasizing enjoyment and research.

暴力に頼らない指導

- 指導における暴力の原因は、真に勝利をめざすための正しい手段を知らないことに起因する
 - 科学的な根拠（エビデンス）に裏付けられた指導の習得
 - そのトレーニングがどういう目的で、どういう効果をもたらすかを指導者と選手が共有する作業
- 感情を抑えられない指導者には、アンガーマネジメント
 - 怒りとうまく付き合うことで、怒りのエネルギーをポジティブに使うことを覚える

スポーツにおける真の勝利

-強い選手・チームを育てるには何が必要か-

● あなたはどちらのタイプの指導者を目指しますか

- ① 暴力に頼って服従させる指導
- ② 暴力で強制・服従させるロボットや兵士のような選手（自分で当・不当/解決方法を考えない指示待ち選手）をつくる指導
- ③ 「俺についてこい」と命令する指導
- ④ 失敗させないためには罰が有効だとする指導
- ⑤ 「はい」と返事する選手を求める指導
- ⑥ 指導者の経験に頼る指導

- ① 選手の心に火をつける指導
- ② 自分で考えて、指示がなくても先を見越して行動できる選手を育てる指導
- ③ なぜこの練習をするのかを選手に理解させる指導
- ④ 失敗はいつもありうるとした上で、失敗を少なくさせ、失敗の次を考えさせる指導
- ⑤ 選手を「待つ、信じる、許す」ことができる指導
- ⑥ 指導者自身が研鑽し、常によりよい指導を探求する

暴力を支える人々とのたたかい

暴力で選手を服従させることで、自立・自律した選手・チームを育てることができるか？

暴力を支持する

アスリート

暴力を支持する

指導者

暴力を支持する

保護者・支援者

ドーピング

なぜ禁止されるか？

- なぜドーピングが禁止されるか？
 - スポーツの価値を害する
 - ・ フェアープレー（競技の公正）・競技者の健康・違法の姿勢・青少年への悪影響など
- 選手に課される厳しい義務
 - ① 自ら口にする物について責任を負う
 - ・ 育毛剤など皮膚から禁止物質が入るリスク
 - ・ ライバルが飲み物に禁止物質を混入するリスク
 - ② 医師の選定及び医師に禁止物質を投与しないよう伝達すべき責任を負う
 - ・ ドーピング検査を受ける可能性があることを告げなかつたため、医師が治療に必要と判断した場合でもアスリートが責任を問われる
 - ③ 自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負う
 - ・ 配偶者やコーチが誤って禁止物質を混入するリスク

禁止物質・禁止方法をどのように調べるか



● 自ら調べる

- GLOBAL DROのサイトの活用 <http://www.globaldro.com/JP/search>
 - 市販の薬の名前を入れると禁止物質か否か確認できる
- Global DRO以外のサイトや口コミ情報を鵜呑みにするのは危険

Top 5 Searches

- ドーピング
- アフターショック
- Caffeine
- TRIMONOLONE
- CETAPINE

JADA HOMEPAGE

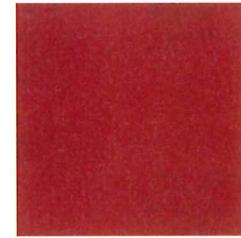
Japan Anti-Doping Agency

SPORTS PHARMACIST

Sports Pharmacist

● 専門家に聞く

- スポーツドクター
 - 日本体育協会が認定するスポーツドクター
<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/75/Default.aspx>
 - 日本医師会が認定する健康スポーツ医
http://www.med.or.jp/sportsdoctor/doctors_search/
 - ※ アンチ・ドーピングに一定程度の知識を有するが、必ずしもアンチ・ドーピング専門とは限らない
- スポーツファーマシスト（薬剤師）
 - 日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が認定しており、信頼性が高い





調査の限界

- 医薬品

- 法律（薬事法）により、全成分の開示が義務づけられている
- Global DROや専門家（スポーツファーマシスト等）が判断可能

- サプリメント・漢方薬

- 医薬品に該当せず、全成分の開示は義務づけられていない
- 開示されていない物質が混入している可能性がある
- 全成分が開示されておらず、Global DROや専門家が判断できない
- 筋肉増強、減量、脂肪燃焼、美容・若返り、疲労や痛み軽減の効能をうたうサプリメント（特に外国製）には禁止物質が含まれていることが確認されている（JADA HPより）

サプリメントや漢方薬の摂取は
ドーピングのリスクがかなり大きいことを自覚する

巨人の複数選手が摂取のサプリメント、最終調査発表

[2020年10月1日14時48分]

株式会社DNSは1日、サプリメント「アイアンSP」が世界反ドーピング機関（WADA）から禁止物質に指定する成分が検出された事案について、最終調査を発表した。

昨年9月に判明し、契約を結んでいた巨人の複数の選手が同商品を摂取していたが、陽性反応が出る可能性は極めて低いとしていた。

専門機関での調査の結果、禁止物質は使用原料のヘム鉄に由來したものと判明。当時は製造過程での混入の可能性が高いと公表していたが、工場や輸送時の混入ではないと結論を示した。「アイアンSP」から検出された禁止物質の量は通常のドーピング検査では検出不可能なほど微量で、今まで検出された報告はないという。

■ 他競技の近時の違反例

氏名	競技	禁止物質	処分
★A	自転車	海外製サプリメントから禁止物質1-テストステロン及び1-アンドロステンジオン	4年 → 4か月
★B	競泳	海外製サプリメントから禁止物質1,3-ジメチルブチルアミン	7か月
★C (未成年者)	レスリング	医師が処方した薬から禁止物質クレンブテロール及びメチルエフェドリン	2年 → 1年8か月
D	フエンシング	治療目的の薬から禁止物質ブレドニゾロン及びブレドニゾン (TUE忘れ)	1年3か月
E	カヌー	ライバル選手からドリンクに禁止物質メタンジエノンを混入された	競技成績失効のみ
F	カヌー	ライバル選手にドリンクに禁止物質メタンジエノンを混入した	8年間 刑事：起訴猶予
★G	プロサッカー	所属クラブが安全を確認し、推奨していた海外製サプリメントから禁止物質	けん責
H	陸上（駅伝）	婦人科系疾患の手術の際に医師が打った注射に禁止物質メテノロン等が入っていた。医師にドーピング検査をうける競技者であることを伝えなかった	1年3か月

氏名	競技	禁止物質	処分
★I	スケート	平昌五輪の開幕前に飲食した食べ物に禁止物質アセタゾラミドが入っていた	けん責
★J	競泳	海外製サプリメントに禁止物質LGF-4033が混入	4年 → 2年
K	自転車（競輪）	禁止物質メタンジエノン及びクロミフェン	4年
★L	レスリング	服用したジェネリック医薬品に禁止物質アセタドラミドが混入	競技成績失効のみ
★M	陸上（ハンマー）	海外製サプリメントに禁止物質クロミフェンが混入	2年

- 海外製のサプリメントは、ラベルに表記されていない禁止物質が混入している事例が多い
- 成分表記がされている医薬品であっても、禁止物質が混入していることもある（レスリングL選手が摂取したジェネリック医薬品の例）
- 治療のために禁止物質を摂取することが必要な場合、TUE（治療使用特例）申請を忘れずに行う

ドーピングと 不正のトライアングル

① 機会

- アンチ・ドーピングに関する知識が不十分
- 四六時中、行動が監視されている訳ではない

② 動機（プレッシャー）

- 成績をあげたい
- ライバルに勝ちたい
- オリンピック等に出場したい

③ 正当化

- 他の選手もやっている
- ばれなければ問題ない

ドーピング防止ために

● アンチ・ドーピングの教育

- アスリートや指導者だけでなく、スポーツ団体役員も十分な理解が必要
- アンチ・ドーピングに明るい医師や弁護士の協力体制
 - ・ アンチ・ドーピング規程は、違反と認定されるに至る手続や上訴など複雑なルールが設けられている
- ドーピング違反には、禁止物質を摂取する以外にも、検査を受けなかつたり、必要な届出を怠つたり、ドーピング違反者と関与することなどもドーピング違反とされている
- 世界的にみても、サプリメントから禁止物質が検出される例が多い

教育を徹底し、
不用意なアンチ・ドーピング違反を防止する

違法薬物

違法薬物

● 違法薬物とは？

➤ 覚せい剤

別名：スピード、S、アイス、シャブ、クリスタルなど

➤ 大麻（マリファナ）

別名：ハッパ、クサ、チョコ、グラス、野菜など

➤ ヘロイン

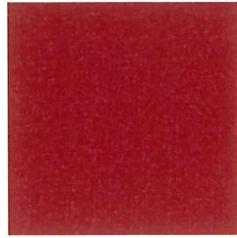
別名：ジャンク、ペー、チャイナホワイトなど

➤ コカイン

別名：コーク、スノウ、クラック、Cなど

➤ MDMA

別名：エクスタシー、バツなど



➢ LSD

別名：ペーパー、紙、神、アッシュドなど

➢ ケタミン

別名：K、スペシャルKなど

➢ シンナー

別名：アンパンなど

➢ 危険ドラッグ

- ・ 合法ドラッグ、合法ハーブなどと呼ばれたりするが、すべて違法
- ・ ハーブ、お香、アロマ、バスソルトなどとして薬物でない形で販売されているものもある

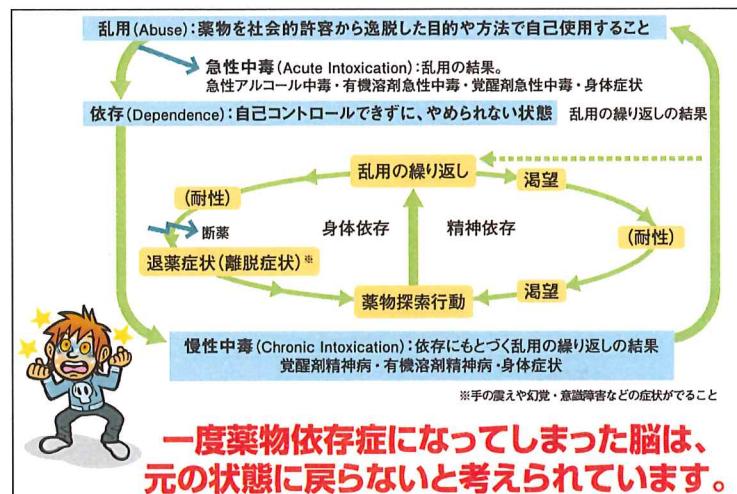
【危険ドラッグのデータベース/東京都薬物相談窓口】

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/no_drugs/drug_db/index.html



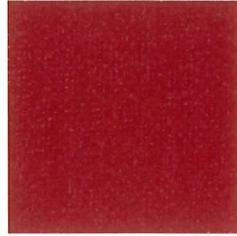
薬物はなぜ禁止されるのか？

● 薬物依存の危険性



(出典) 文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府「薬物のない学生生活のために」から抜粋

肉体的・精神的に薬物に依存しちまう



- 薬物依存から生じる様々な問題

- ① 健康の問題

- ・ 脳を侵され、心も体もめちゃくちゃになる
 - ・ 性格が攻撃的になり自制がきかなくなる、幻覚がみえるなど

- ② 家庭の問題

- ・ 薬物を買うため金銭問題や家庭内暴力を起こし、家族が崩壊するなど

- ③ 対人関係の問題

- ・ 金銭問題等で友人・知人とトラブルとなって友人等を失い、孤立するなど

- ④ 社会的な問題

- ・ 事故を起こしたり、強盗や殺人など他の犯罪を犯すなど
 - ・ 暴力団の資金源となっている



違法薬物への誘惑は
いたるところにある

違法薬物に手を染めるきっかけ

- 違法薬物に手を染めるきっかけ

- 身近な人の勧め

- ・ 「覚せい剤事犯受刑者に対する特別調査結果」（平成6年実施）によれば、薬物乱用を始めたきっかけは、「勧められて使用した」が
男性約80%、女性約63%

- クラブなど酒場での勧誘

- 街頭でのキャッチセールスなど

- 違法薬物の誘惑は心のすきまに入り込む

- 違法薬物への好奇心

- 様々なストレスや孤独感からの逃避

- 仲間の影響など

- 入手が容易

- 繁華街の路上・クラブなど

- 知人・友人から

- ネットのドラッグ販売サイトから

違法薬物と 不正のトライアングル

① 機会

- 四六時中、行動が監視されている訳ではない
- 違法薬物に触れる機会が多い

② 動機（プレッシャー）

- 成績が上がらないことや試合に勝てるかなど不安やプレッシャーがかかる（解放されたい）

③ 正當化

- 「一度だけ」ならやめられる、自分は大丈夫
- ばれなければ問題ない

違法薬物から自分を守るために

● 違法薬物乱用の恐さについて知識を得る

- あやしいヤクブツ連絡ネット
<http://www.yakubutsu.com>
- 東京都福祉保健局 みんなでしろう危険ドラッグ
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/no_drugs/index.html
- 警視庁 薬物の恐ろしさ
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/drug/drug/shonen.html>
- 薬物のない世界のための財団
<http://jp.drugfreeworld.org/home.html>

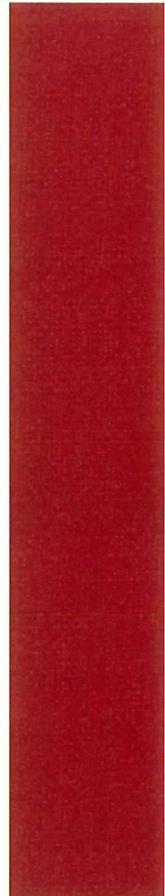
● ストレスや孤独感は違法薬物の使用で解消されない

- 薬物の使用はより悪い結果が待っている

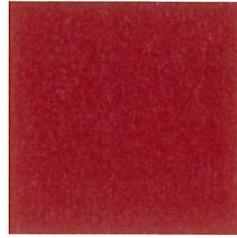
薬物に近づかない・断る勇気を持つ



「一度だけ」という気持ちが 薬物乱用の第一歩



SNSにおける
不適切な言動



SNSの特性

- SNSは有用なコミュニケーションツール
 - マスコミを介さず、直接、アスリート自身の考え方や行動を世間に発信できる
 - ファンなどと直接コミュニケーションを図ることができる
 - SNSは、プライベートな空間ではなく、誰とでもつながる開かれた空間



アスリートの言動は常に狙われている

SNSのリスク

- 「炎上」のリスク
 - 必ず悪意をもってSNSにおける言動をあら探しする者が存在する
 - ・ 誰かが問題を指摘すれば、それに同調する者が現れ、拡散していく
 - ・ SNS世界だけでなく、Yahoo!ニュースやテレビメディアが取り上げる
 - 有名・無名にかかわらず、生じる問題である

一旦、発信した投稿は、消せない！

注意すべき言動

- ① いたずら・おふざけ
- ② 批判や誹謗中傷（と誤解されるもの）
 - 軽い愚痴でも「批判」と認識される
 - ネガティブな言動も同様
- ③ 他人のプライベートや個人情報への配慮に欠けた内容
- ④ 所属企業やスポンサー的にNGなもの
 - ディスりだけでなく、他の企業を賞賛するなど
- ⑤ 差別的な言動
- ⑥ 意図しない書き込み
 - 友人など他人の顔や個人情報が書き込んだ写真をアップすると、その友人等に迷惑をかけることがある

特に
「交際」「遊び（麻雀・賭け事など）」
「薬物」「ドーピング」「コンディション」
「行動予定」「位置情報」「チーム戦略」
などの情報の扱いは要注意

注意すべきは本人のSNSだけ ではない

- 家族・友人・コーチ等関係者のSNSにも注意すべき
 - 関係者がSNSで発信した言動や本人が写り込んだ写真から情報が流出する
 - 現在の関係者だけでなく、学生時代の同級生や地元の友人など過去の投稿もあら探しの対象となる

SNS利用の危険な時間帯

- SNSを利用してはいけない時間帯
 - ① 寝る前のベッドの中
 - 十分に思考力が働いていない
 - ② 試合後
 - アドレナリンがでていて興奮状態にある
 - ③ 食事の前後（特に飲酒時・飲酒後）
 - 空腹時は攻撃的になりやすく、満腹時は注意が散漫になりやすい
 - 飲酒によって判断力が鈍くなる
 - ④ 最高にうれしい時や楽しい時
 - 隙ができやすく、調子に乗った言動をしがち

SNS利用の留意点

● 炎上を防ぐために

1. SNSの利用ルールを決める

- ・ 利用するSNS毎に、何のために利用するか、どういった情報を発信するかなど決める
- ・ NGな情報を明確にルール化する（感情的な批判は行わない、他人のプライベート情報については公開前に許可を得るなど）
- ・ ファンとのコミュニケーションは、対応できる範囲などルールを決めておく

2. 公開範囲を設定する

※公開範囲の使い分けやアカウントの使い分けは誤爆のリスクがあることに留意

3. SNSの投稿は必ず世間の目に晒されることを意識する

炎上した場合の対処

1. 原因の究明

- ・ 冷静に批判を受け止め、原因を捉える

2. 投稿の訂正・削除をする

3. すみやかに謝罪する

- ・ 弁解は、新たな炎上の原因となる可能性が高いので、しない方がよい

4. 周囲への配慮

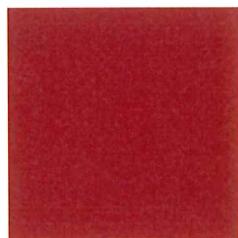
- ・ 協会やスポンサーなどクレームが入ることがあるため、炎上したら関係者に連絡して対応を検討する

5. 過去の投稿を精査

- ・ 悪意ある者は炎上した投稿以外にも粗探しをする可能性があるため、過去の投稿も精査し問題になりうるものは訂正・削除し、コメント機能の停止やアカウント削除も検討



アスリート・スポーツ団体の行動は 常に見られている



事前質問



スポーツイベントで、参加者が新型コロナウイルス感染症に感染・発病した場合、主催者側は法的にどこまで責任があるのでしょうか。

- ① スポーツ団体が主催している大会に、アスリートや指導者、観客等が新型コロナウィルスに感染していることが分かっているのに、競技や観戦に参加させ、他の人に感染させたような場合は、損害賠償責任を負うことは明らかです（刑事责任を負う可能性もあります）
- ② 問題は、感染者がわからない状況で大会を開催し、感染者が発生した場合です。
現在、日本スポーツ協会や多くのNFから感染拡大防止のガイドラインが出され、大会開催のための予防策も明示されています。今後、こうしたガイドラインを守っていない場合、安全配慮義務違反として損害賠償責任が問われる可能性はあると考えます。

不祥事を防止するための体制作り

スポーツ団体におけるコンプライアンス体制の構築

- ① 明確なルールの策定・周知
 - 倫理規程などHPでの公開や配布
- ② 違反行為に対する毅然とした行動（処分）
 - 違反行為の通報窓口の設置
 - 違反行為の調査・処分体制の構築
- ③ 違反行為防止に向けた教育
 - 研修の実施
- ④ 隠蔽を許さない対応
 - 違反行為の報告の義務化、報告遅れに対する制裁



子供たちが
憧れるアスリートを
目指す・育成する



努 力

王 貞 治





努力せずに何かできるようになる人のことを
「天才」というのなら、僕はそうじゃない。

努力した結果、何かができるようになる人のこ
とを「天才」というのなら、僕はそうだと思う。

ちいさいことをかさねることが、とんでもない
ところに行くただひとつの道

イチロー



ご清聴ありがとうございました

弁護士 大橋 卓生

虎ノ門協同法律事務所

東京都港区虎ノ門1-3-6 赤坂グレースビル7F

TEL : 03 – 5797-7150

FAX : 03 – 5797-7151

Email: takao.ohashi@torakyo-law.com

HP: traklo.com